

## 平成 29 年分確定申告の医療費控除について

平成 30 年 3 月期の確定申告から、医療費控除に関する添付書類が大幅に改正になりました。一言でとりまとめると、医療費控除を受ける際には従来からの領収書ではなく、明細書が必要になりました。

### 1. 領収書の提出は不要になりました

これまでの医療費控除の特徴は、集計の他、領収書をまとめてホチキスや輪ゴムでまとめたりという作業が必要でしたが、代わりに、医療を受けた方の氏名、病院・薬局などの支払先の名称ごとに医療費を合計して記載した「医療費控除の明細書」を提出する事により、領収書の提出が不要となりました。領収書は確定申告期限から 5 年間、納税者の自宅での保管となり、税務署から提出を求められたときは提示しなければなりません。健康保険組合などの医療保険者が発行する医療費通知がある場合には、合計額を医療費控除の明細書に記載することができます。

※経過措置として、平成 31 年分の確定申告までは、医療費控除の明細書の提出に代えて医療費の領収書の提出又は提示によることもできます。

### 2. セルフメディケーション税制について

平成 29 年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のための対象医薬品の購入費用が 12,000 円を超える場合は、セルフメディケーション税制を利用することができます。申告時には、申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類の提示が必要となります。

例：①インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証

②市町村のがん検診の領収書又は結果通知表

③職場で受けた定期健康診断の結果通知表

④特定健康診査の領収書又は結果通知表

⑤人間ドック、がん検診等の各種健診の領収書又は結果通知表

ただし、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となりますので、1 月から 12 月までの 1 年間で医療費が会計所得金額の 5% 超かかり、かつ対象となる OTC 医薬品を 12,000 円超購入した場合は、どちらの控除制度を利用するのかご自身で選ぶ必要があります。

医療費控除の明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(文責 熊地)